CRPD/C/EU/CO/1

**EU（欧州連合）　初回総括所見\***

2015年10月

障害者権利委員会

（JD仮訳）

**Concluding observations on the initial report of the European Union\***

Committee on the Rights of Persons with Disabilities

＊委員会の第14回会期（2015年8月17日―9月4日）で採択。

**Ⅰ. はじめに**

1. 委員会は、2015年8月27日及び28日に開催された第220回及び第221回会合（CRPD/C/SR.220及び221参照）でＥＵ（欧州連合）の初回報告（CRPD/C/EU/1）を検討し、2015年9月3日に開催された第229回会合で以下の総括所見を採択した。

2. 委員会は、委員会の報告ガイドラインに従って作成されたEUの初回報告を歓迎し、委員会の事前質問事項へのEUの書面回答（CRPD/C/EU/Q/1/Add.1）に感謝する。

3. 委員会は、報告の検討中にEUの代表団と行われた実りある対話と、当局から提供された回答に感謝する。

**II. 肯定的な側面**

4. 委員会は、EUが国連の下で締結された人権条約を批准する最初の地域機関であり、したがって国際公法における積極的な先例を示していることに感謝を持って注目している。委員会は、障害を理由とする差別を明確に禁止し、障害のある人の社会への平等な参加を定めているEUの基本権憲章第21条および第26条の規定に留意している。委員会は、対外活動への資金助成に障害のある人の権利を含めるという前向きな傾向、EUのポスト2015年持続可能な開発目標に関する声明（communication）の優先分野に障害を含めていること、EU理事会による災害管理への障害のある人の参加に関する結論の採択、災害リスク軽減仙台枠組み2015-2030への約束に注目する。

5. 委員会は、2014年から2020年の計画期間について、欧州構造投資基金規則が、条約の発効を反映し、基金による行動を通じて障害のある人の平等、無差別、インクルージョン及びアクセスの促進を強化する条項を含むことに注目する。

**III. 主な懸念事項と勧告**

**A. 一般原則と義務（第1～4条）**

6. 委員会は、EUがこの条約の選択議定書を批准していないことを懸念している。

**7. 委員会は、EUに対し、この条約の選択議定書を批准するよう要請する。**

8. 委員会は、EUが条約と調和させるための法律の横断的かつ総合的な見直しを行わず、EUの組織全体にわたる条約の実施戦略が存在しないことを懸念している。

**9. 委員会は、EUが条約の規定との完全な調和を確保するために、その法律を横断的かつ総合的に見直し、そのプロセスに障害のある人の代表団体と独立した人権機関を積極的に参加させるよう勧告する。また、予算を割り当て、実施時期と監視機構を盛り込んだ、条約の実施に関する戦略を採択するよう勧告する。**

10. 委員会は、2015年に予定されていた欧州障害戦略2010-2020の中期評価がまだ実施されておらず、本総括所見の勧告がその期間の後半（2016-2020）においてどのように戦略の実施に組み込まれるかについて明確な基準指標（benchmarks）とガイドラインがないことを懸念している。

**11. 委員会は、EUが欧州障害戦略2010-2020の中期評価を実施し、障害のある人及びその代表団体との緊密な協議により、明確な基準指標と評価指標を伴い、本総括所見の勧告を盛り込むことを明記したガイドラインを確立することを勧告する。**

12. 委員会は、影響評価ガイドラインには条約に関しては1つの言及しかないことを懸念している。

**13. 委員会は、条約の遵守をより良く評価するために、より総合的な課題項目を含むように影響評価ガイドラインを見直し、修正することを勧告する。**

14. 委員会は、EUの様々な機関と、障害のある女性、少女および少年を含む障害のある人が、その代表団体を通じて協議するための横断的、包括的な枠組みがないことを懸念している。

**15. 委員会は、EUが、EUの組織、官庁、団体間の調整のために、また、障害のある女性、少女、少年を含む障害のある人の、その代表団体を通じた有意義な協議と参加のために、独立した予算枠と十分な資金を持つ組織的な対話の仕組み（structured dialogue）を設置するために必要な措置をとるよう勧告する。**

16. 委員会は、条約第44条をふまえた権限の宣言が更新されておらず、障害のある人に適用され、または影響を与える法律に包括的に言及していないことを懸念している。

**17. 委員会は、EUが、定期的に権限の宣言およびその法令リストを更新し、そこに、最近採択された法令、および障害のある人に特に言及していなくても彼らに関係する法令を含めることを勧告する。**

**B. 特定の権利（第 5 ～ 30 条）**

**平等および無差別（第 5 条）**

18. 委員会は、理事会指令 2000/43、2004/113、2006/54 が、社会的保障、医療、ハビリテーションおよびリハビリテーション、教育、および住宅、輸送、保険などの物品とサービスの提供の分野において、障害を理由とする差別を明示的に禁止し、障害のある人に合理的配慮を提供することに失敗していることを懸念している。

**19. 委員会は、EUが、権限のあるすべての分野において、合理的配慮の提供を含め、差別に対する保護を障害のある人に拡大し、平等待遇に関する水平指令（horizontal directive）案を採択することを勧告する。委員会はまた、EUが、多重的差別や交差的差別を含めて、あらゆる側面における障害を理由とする差別が禁止されていることを保証するよう勧告する。**（訳注　水平指令案とは、2008年に提案された「宗教・信念、障害、年齢、または性的志向性にかかわらず人を平等に扱う原則」の実施に関する（欧州）理事会指令案）のこと。）

**障害のある女性（第6条）**

20. 委員会は、EUがそのすべてのジェンダー政策、プログラムおよび戦略において、障害の視点を主流にしておらず、また、障害戦略においてジェンダーの視点を採用していないことを懸念している。

**21. 委員会は、EUが、予定されているジェンダー平等戦略、政策、プログラムにおいて、障害のある女性と少女の視点を主流とし、その障害戦略においてジェンダーの視点を採用するよう勧告する。委員会はまた、EUが障害のある女性と少女の権利を促進するための積極的格差是正措置を開発し、進捗状況を監視する仕組みを確立し、障害のある女性と少女に関するデータ収集と研究に資金提供するよう勧告する。委員会はさらに、障害のある女性および少女に対する暴力と闘うためのステップとして、EUが「女性に対する暴力及び家庭内暴力の予防及び撲滅に関する欧州評議会条約」（イスタンブール条約）に加盟するよう勧告する。**

**障害のある子ども（第7条）**

22. 委員会は、EU全域の施設に住む障害のある少年少女が、主流の、インクルーシブで質の高い教育を受けられないでいることを憂慮している。委員会は、緊縮財政が地域社会における障害のある子どもを持つ家族への支援サービスを利用しにくくしていること、障害戦略に子どもが含まれていないこと、子どもの権利のためのEUアジェンダが失効していることに懸念をもって留意する。

**23. 委員会は、EUが、欧州構造投資基金およびその他の関連するEU基金の活用を含め、障害のある少年少女とその家族のための支援サービスを地域社会で展開し、脱施設化を促進し、いかなる新しい施設収容も防ぎ、障害のある少年少女の社会参加と主流のインクルーシブで質の高い教育へのアクセスを促進するために必要な措置をとるよう勧告する。また、委員会は、「子どもの権利に関するアジェンダ」の改訂版に、障害のある少年少女のための総合的な権利に基づく戦略および彼らの権利を保護するための安全措置を含めることを勧告する。委員会はさらに、すべての障害戦略が障害のある少年少女の権利を取り上げ、主流化することを勧告する。**

24. 委員会は、障害のある少年少女の権利に関する認識の欠如と、障害のある少年少女が彼らの生活に影響を与える決定に組織的に関与しておらず、彼らに直接影響を与える事柄について彼らの意見を表明する機会もないことに懸念を抱いている。

**25. 委員会は、EUが、障害のある少年少女とその代表団体が、彼らに影響を与えるすべての事柄について協議され、彼らの障害と年齢に応じた適切な援助が提供されることを保証するよう勧告する。**

**意識の向上（第8条）**

26. 委員会は、障害のある人の権利に関する意識向上戦略が継続的でなく、すべての機関および職員を含んではおらず、特定の障害者グループを除外していることに懸念を抱いている。また、委員会は、EUの組織によって発行された能力開発および研修資料、公的キャンペーン、声明その他の文書が、アクセシブルな形式で入手できないことを懸念する。

**27. 委員会は、EUが、障害者権利条約に関する意識を高め、女性や少女、特に精神障害のある人、知的障害のある人、障害のある高齢者を含む障害のある人に対する偏見と闘うための包括的なキャンペーンを展開するよう勧告する。委員会は、特に能力開発、研修、意識向上、公的声明に関連するすべての資料がアクセシブルな形式で利用できるようにすることを勧告する。**

**アクセシビリティ（第9条）**

28. 委員会は、欧州アクセシビリティ法（訳注　改正案）がまだEUによって採択されていないこと、および、既存の欧州の政策、法律、規制、プログラムが障害のある人のアクセシビリティに関して十分に審査されていないことを懸念している。

**29. 委員会は、EUが、効果的で利用しやすい執行および苦情処理メカニズムを含む、条約（アクセシビリティに関する委員会の一般的意見第2号（2014）で展開されている）に沿った改正欧州アクセシビリティ法の迅速な採択に向けて効率的な措置をとるよう勧告する。また、委員会は、EUがこの採択プロセスにおいて、障害のある人を代表する団体を通じて、障害のある人の参加を確保することを勧告する。**

**危険な状況および人道的緊急事態（第11条）**

30. 委員会は、緊急電話番号112がEU全体において、あらゆる種類の障害のあるすべての人にとって完全に利用可能なものではなく、加盟国の市民保護政策が障害インクルーシブな災害管理に関する新しい理事会の結論に沿ったものでないことを懸念している。

**31. 委員会は、EUが、緊急電話番号112がEU全域であらゆる種類の障害のあるすべての人が完全に利用でき、また、災害リスク軽減政策とプログラムのすべての側面がすべての障害のある人を含め、また利用できるように、必要な措置を講じることを勧告する。**

32. 委員会は、人道支援に関するEUのすべての政策と指針に障害のある人が含まれていないこと、および、EUのいろいろな組織および加盟国の間で条約に沿った知識と好事例を共有する仕組みがないことを懸念している。

**33. 委員会は、EUに次のことを勧告する。(a)2015年2月の障害のある人を含む災害管理に関する理事会の結論と「災害リスク軽減仙台枠組み2015-2030」に沿った実施計画を採択すること (b) いろいろなEU組織および加盟国の間で、障害インクルーシブでアクセシブルな人道支援に関する能力を高め、好事例を共有する仕組みを確立すること (c) 性、障害、年齢で区分したデータ収集を含む、EUの方針およびプログラムの実施に関する監視と説明責任の枠組みを設定すること。**

34. 委員会は、EUにおける現在の移民危機（migrant crisis）における障害のある人の不安定な状況に深い懸念をもって留意する。また、障害を持つ難民、移民、亡命希望者（asylum seekers）が、適切な支援と合理的配慮が提供されない状態でEU内に留置され続けていることを懸念する。委員会は、移住の意思決定手続きがすべての障害のある人にとってアクセシブルなものではなく、情報やコミュニケーションがアクセシブルな形式で提供されていないことを懸念する。

**35. 委員会は、EUが移民・難民政策において障害を主流化することを勧告する。委員会はまた、EUがその機関および加盟国に対し、移住と亡命を求めるという状況下にある障害のある人の制限的拘束（restrictive detention）は条約に沿うものではないとの指針を発行するよう勧告する。**

**法律の前にひとしく認められる権利（第12条）**

36. 委員会は、EU全体において、多数の障害のある人の完全な法的能力が制限されていることに深い懸念をもって注目している。

**37. 委員会は、法的能力を奪われたすべての障害のある人が、法の下の平等な承認に関する委員会の一般的意見第1号（2014）で展開されたように、条約に沿って、司法、銀行、雇用、医療を含む商品とサービスの利用、投票権と消費者の権利などのEU条約と法律に明記されたすべての権利を行使できるように、EUが適切な措置をとることを勧告する。委員会はまた、EUが、障害のある人の代表組織と協議の上、支援された意思決定に関する研究、データ収集、優良事例の交換を促進する努力を強化することを勧告する。**

**司法手続の利用の機会（第13条）**

38. 委員会は、EU加盟国における手続き的配慮の欠如のために、障害のある人が司法を利用する際に直面する差別について懸念している。

**39. 委員会は、EUが、その加盟国において、完全な手続き的配慮と、条約に関する司法関係者の訓練のための資金の提供を保証することによって、司法を利用する際に障害のある人が直面する差別と戦う適切な行動をとるよう勧告する。**

**身体の自由及び安全（第14条）**

40. 委員会は、実際のまたはあると思われた機能障害を理由に、障害のある人が精神病院またはその他の施設に強制的に収容されることを懸念している。

**41. 委員会は、EUが、条約および第14条に関する委員会のガイドライン（2015年）に沿って、あらゆる種類の障害のあるすべての人の自由と安全を確保するためにあらゆる可能な措置を講じることを勧告する。**

**拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由 (第 15 条)**

42. 委員会は、EUによって資金提供される研究が、そのような研究の対象となるすべての障害のある人がインフォームド・コンセントを与えることを可能にする倫理ガイドラインを伴っていないことを懸念している。

**43. 委員会は、EUが研究に関する倫理ガイドラインを見直し、特にアクセス可能でわかりやすい版の同意書を作成することによって良い実践例を示し、この分野における代替的意思決定を防止するよう勧告する。**

**搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）**

44. 委員会は、障害のある人、とくに女性、少女、少年、高齢者が、とくに施設において、暴力、虐待、搾取にさらされていることを懸念している。

**45. 委員会は、EUが、暴力、虐待、搾取と闘うためのすべての法律、政策、戦略において、障害を主流とし、家庭環境の内外であらゆる種類の障害のあるすべての人を暴力、虐待、搾取から効果的に保護するために必要な措置をとるよう勧告する。**

**個人をそのままの状態で保護すること（第 17 条）**

46. 委員会は、EU加盟国において、障害のある人が強制的な不妊手術や人工妊娠中絶を含む同意のない処置にさらされていることを懸念している。

**47. 委員会は、EUが、EU加盟国において、治療に対する自由で、事前の、十分な情報を与えられた上での同意への個人の権利を支持し、これを支援する意思決定の仕組みを提供することを保証するために、あらゆる可能な措置をとることを勧告する。**

**移動の自由及び国籍についての権利(第18条)**

48. 委員会は、障害のある人及び障害のある家族を持つ人が、他のEU加盟国に居住または就労するために移動する際に、滞在期間にかかわらず直面する障壁を懸念する。

**49. 委員会は、すべての障害のある人とその家族が他の人と平等に移動の自由の権利を享受できるよう、社会保障給付のポータビリティ（どこの国でも共通に使えること）を含めて、EUが加盟国間で協調して早急に行動を起こすよう勧告する。**

**自立生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）**

50. 委員会は、EU全体において、障害のある人、特に知的および／または精神的障害のある人が、いまだに地域社会ではなく施設で生活していることを懸念している。規則の変更にもかかわらず、欧州構造投資基金は、いろいろな加盟国において、地域社会における障害のある人のための支援サービスの開発ではなく、居住施設の維持のために使用され続けていることに注目している。

**51. 委員会は、EUが脱施設化を指導・促進するためのアプローチを開発し、欧州構造投資基金が施設の再開発や拡張ではなく、地域社会における障害者支援サービスの開発に厳密に使用されるよう、その使用状況の監視を強化するよう勧告する。また委員会は、基本的権利尊重の義務に違反した場合、EUが支払いを停止、撤回、回収するよう勧告する。**

**個人の移動を容易にすること（第20条）**

52. 委員会は、障害のある乗客の権利の確保を担当する国の実施機関がEU加盟国ごとに異なるため、障害のある乗客への不平等な扱いと権利の制限につながることを懸念している。

**53. 委員会は、EUが、欧州移動カード（European Mobility Card　訳注　障害のある人がすべての加盟国で交通機関の利用に関する同じ特典を受けられるようにするためのカード）の実施を含め、EU全域ですべての障害のある乗客による効果的かつ平等な権利の享受を確保するために、乗客の権利に関する法律の実施の監視を強化し、各国の実施機関の業務を調和させるよう勧告する。また、EUが旅客の権利に関する既存の法律を、海上旅客の権利に関する規則と一致させるために調整するよう勧告する。**

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）**

54. 委員会は、EU全体において、障害のある人が、手話言語、点字、拡大代替コミュニケーション、その他わかりやすい版を含む、障害のある人が選択するアクセス可能な手段、様式および形式を含む、いろいろな種類の障害に適したアクセス可能な形式および技術による情報およびコミュニケーションへのアクセスを必ずしも確保していないことを懸念している。

**55. 委員会は、EUが、あらゆる種類の障害のあるすべての人のために、手話言語、点字、拡大代替コミュニケーション、その他のわかりやすい版を含む、いろいろな種類の障害に適したアクセス可能な言語、形式および技術によるアクセスを容易にするために、情報およびコミュニケーションへのアクセスに関する法律の実施を義務付け、また、手話言語および点字の公認を促進するために必要な措置をとるよう勧告する。**

**家庭と家族の尊重（第23条）**

56. 委員会は、緊縮財政措置により、家族への社会サービスや支援、とくに地域密着型サービスが削減され、障害のある人の家庭生活の権利、障害のある子どもが家庭環境で生活する権利が制限されていることを懸念する。

**57. 委員会は、EUが、その経済・社会政策と勧告により、障害のある人の家族への支援を促進し、障害のある子どもが地域社会で生活する権利を確保する適切な措置をとるよう勧告する。**

58. 委員会は、待望の産休指令が撤回され、障害のある女性、母親と父親、子どもと大人の平等な権利が、EUのワーク・ライフ・バランス政策において適切に扱われていないことに懸念を抱いている。

**59. 委員会は、EUに、障害のある人と障害のある人の家族が、新たに発表された工程表「働く家族が直面するワーク・ライフ・バランスの課題に取り組む新たなスタート」に確実に含まれるようにすることを勧告する。**

**教育（24条）**

60. 委員会は、さまざまなEU加盟国において、多くの障害のある少年少女および成人が、条約に沿ったインクルーシブで質の高い教育を受けられないことを懸念する。

**61. 委員会は、EUが現状を評価し、条約に沿ったすべての障害のある生徒のインクルーシブで質の高い教育へのアクセスと享受を促進する措置をとること、および、教育目標の追求に関して欧州2020戦略に障害に特化した指標を含めることを勧告する。**

**健康（第25条）**

62. 委員会は、障害を理由とする差別が保健医療の分野では明示的に禁止されていないことを懸念している。委員会は、いろいろな加盟国において、障害のある人が医療ケアにアクセスする際に直面している障壁に注目している。

**63. 委員会は、EUが医療ケアの分野で障害を理由とする差別を明確に禁止し、あらゆる種類の障害のあるすべての人が質の高い医療ケアを利用できるようにするための措置を講じることを勧告する。また、アクセシブルな情報、合理的配慮、専門職の訓練など、障害のある人のアクセスにおける格差に関して、国境を越えた医療における患者の権利に関する欧州議会とEU理事会の指令2011/24/EUの影響をEUが評価するよう勧告する。**

**労働及び雇用（第27条）**

64. 委員会は、EUの他の人口集団と比較して、障害のある人、特に障害のある女性、知的および精神障害のある人の失業率が高いことを懸念している。

**65. 委員会は、EUが、障害のある人の雇用状況を測定すること、および、雇用の文脈における合理的配慮とアクセシビリティに関する加盟国への研修を提供するなどにより、開かれた労働市場における障害のある人の雇用率を高めるための効果的な行動をとることを勧告する。**

**相当な生活水準及び社会的な保障（第 28 条）**

66. 委員会は、EUにおける緊縮財政措置が障害のある人の相当な生活水準に特に著しく不利で後退的な影響を及ぼしていることに深い懸念をもって注目する。

**67. 委員会は、EUが、その加盟国および障害のある人の代表組織と協力して、相当な生活水準および社会的保障の権利の中核的内容を尊重する社会的保護の土台（social protection floor）を設定することなどにより、緊縮財政措置が障害のある人の相当な生活水準に及ぼすさらなる悪影響および後退的影響を防止する緊急措置をとるよう勧告する。**

**政治的及び公的活動への参加（第29条）**

68. 委員会は、EU全体において、障害のある人、特に法的能力を奪われた人や施設に居住する人が投票する権利を行使できず、選挙に十分に参加できないことに深い懸念を抱いていることを指摘する。

**69. 委員会は、EUが、加盟国および障害のある人を代表する組織と協力して、アクセシブルな通信手段や施設の提供を含め、後見の下にある人を含むすべての種類の障害のある人が投票および立候補の権利を享受できるよう、必要な措置をとることを勧告する。**

**文化的生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）**

70. 委員会は、EUが、盲人及び視覚障害のある人又は印刷物の利用に障害のある人による出版物の利用を規定する「盲人、視覚障害のある人又はその他の印刷物の利用に障害のある人の出版物へのアクセスを容易にするためのマラケシュ条約」を批准していないことを懸念している。

**71. 委員会は、EUがマラケシュ条約をできるだけ早く批准し、実施するためにあらゆる適切な措置をとるよう奨励する。**

**C. 特定の義務（第31〜33条）**

**統計及び資料の収集（第31条）**

72. 委員会は、EUにおける障害のある人に関する一貫した比較可能なデータの欠如、および人権指標（human rights indicators）の欠如を懸念している。

**73. 委員会は、EUが、障害のある人及びその代表団体の協力により、人権に基づく指標システムを開発し、また、ジェンダー、年齢、農村部・都市部、機能障害の種類によってデータを分類した、比較可能な総合的データ収集システムを開発するよう勧告する。**

**国際協力（第32条）**

74. 委員会は、EUのすべての国際協力政策およびプログラムにおいて、障害のある人の権利を主流化する体系的かつ制度化されたアプローチが欠如していることを懸念とともに注目する。委員会はまた、EU組織間の調整と一貫性の欠如、および障害連絡先の欠如に注目する。また、EUの国際開発資金が、条約の原則と規定に反して、障害のある人の収容施設、分離された特殊教育学校および保護作業場の創設または改修に使用されていることを懸念する。

**75. 委員会は、EUが障害インクルーシブな開発に関する調和した政策を採用し、EUのすべての国際協力政策とプログラムにおいて障害のある人の権利を主流化する体系的アプローチを確立し、関連組織に障害連絡先を任命し、障害インクルーシブな持続可能な開発目標の実施の主導権を持つよう勧告する。また、委員会は、EUが、EUの開発プログラムにおける障害のある人の権利を監視するために、障害に関するデータを分類する仕組みを定め、それを設置することを勧告する。さらに、EUが、障害のある人の分離を永続させるために使用されている国際開発資金を中断し、そのような資金を条約の遵守を目的とするプロジェクトや事業に振り向けることを勧告する。**

**国内における実施及び監視（第33条）**

76. 委員会は、条約の実施と監視のためのEUの枠組みが、パリ原則に完全には合致しておらず、また、十分な資金も提供されていないことを懸念している。さらに、欧州委員会は、条約の実施に関する連絡先（条約第33条1）として、またその実施を監視する仕組み（同第33条2）として、両方に指定されている。

**77. 委員会は、パリ原則の完全な遵守を確保するために、欧州委員会を独立した監視の枠組みから外すことによって、欧州委員会の条約の実施の役割と監視の役割を切り離すこと、またその枠組みが機能するための十分な資源を確保することをEUに勧告する。委員会はまた、EUが機関間調整メカニズムの確立と、EUの各組織、機関、団体における連絡先の指定を検討することを勧告する。**

**D. EU組織の条約遵守（行政機関として）**

**平等及び無差別（第5条）**

78. 委員会は、EUのすべての障害のある、または障害のある家族を持つ、職員または代表者（delegates）が、労働および労働に関連する権利を平等に享受するために必要な合理的配慮を受けていないことを懸念している。

**79. 委員会は、EUに、EUのすべての障害のある職員、または障害のある家族を持つ****職員が、他の者と平等に、労働および労働と関連した関係から権利を享受するために必要な合理的配慮を受けるための措置をとることを勧告する。**

**司法手続の利用の機会（第13条）**

80. 委員会は、欧州裁判所において障害のある人が司法にアクセスできないことを懸念している。

**81. 委員会は、EUが欧州裁判所において、司法への完全なアクセスを保証し、物理的、手続き的障壁、法的能力に関する障壁を含むすべての障壁を撤廃することを勧告する。**

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）**

82. 委員会は、EUの様々な組織のウェブサイトのすべてが、アクセシビリティ基準を完全に実施しているわけではないことを懸念している。手話言語、点字、拡大代替コミュニケーション、読みやすい形式など、障害のある人にとって利用しやすい手段、モード、形式での情報が不足していることを懸念している。

**83. 委員会は、EUが、すべてのEU組織のウェブサイトへのアクセシビリティ基準の完全な適用を確保し、手話言語、点字、拡大代替コミュニケーション、および分かりやすい版を含む障害のある人のためのその他の利用しやすい手段、方法、形式の情報を公式のやり取りで提供するために必要な措置をとるよう勧告する。**

**教育（第 24 条）**

84. 委員会は、ヨーロッパ学校（European schools　訳注　EU職員の子どものための学校制度）において、障害のあるすべての生徒が、条約に沿ったインクルーシブで質の高い教育を受ける権利を享受するために必要な合理的配慮を受けているとはいえず、学校が入学拒否禁止条項を遵守していないことを懸念している。また、ヨーロッパ学校が障害のある子どもにとって完全にアクセス可能なものではなく、インクルーシブで質の高い教育を提供しているわけでもないことを懸念している。

**85. 委員会は、すべての障害のある生徒が、ヨーロッパ学校でインクルーシブで質の高い教育を受ける権利を享受するために必要な合理的配慮を受けるための措置をEUがとるよう勧告する。また、ヨーロッパ学校が障害を理由に拒否しない方針を実施し、障害のあるすべての生徒へのインクルーシブで質の高い教育を確保するよう勧告する。**

**健康（第25条）**

86. 委員会は、EUの障害のある職員、あるいは障害のある家族を持つ職員が、EUの健康保険制度によって差別されていることを懸念している。

**87. 委員会は、EUが、条約に準拠した方法で障害関連の医療ニーズを包括的にカバーするよう、共同疾病保険制度を改定することを勧告する。**

**労働及び雇用（第27条）**

88. 委員会は、EU組織が障害者雇用に関して模範的でないことを懸念している。

**89. 委員会は、EUがすべてのEU組織で障害者雇用を増加させることを勧告する。**

**フォローアップと普及**

90. 委員会は、EUに対し、12ヶ月以内に、条約第35条2に従って、上記パラグラフ17、29および77に記載された委員会の勧告（それぞれ、権限の宣言、欧州アクセシビリティ法および監視の仕組みに関する勧告）を実施するためにとられた措置に関する情報を文書で提出するよう要請する。

91. 委員会は、EUに対し、本総括所見に含まれる委員会の勧告を実施するよう要請する。委員会は、EUが、その組織、団体、機関および加盟国、ならびに、欧州委員会の関連部署の職員、教育、医療、法律などの関連専門職グループのメンバー、およびメディアに、検討と行動のために、最新の社会コミュニケーション戦略を使って本総括所見を伝達することを勧告する。

92. 委員会は、EUが定期報告の作成に市民社会団体、特に障害者団体を関与させることを強く奨励する。

93. 委員会は、EUに対し、本総括所見を、NGOや障害のある人を代表する組織、障害のある人及びその家族に対して、手話言語を含む各国語や少数言語、アクセシブルな様式で広く普及させ、人権に関するウェブサイトEuropaで利用できるようにするよう要請する。

**次の報告**

94. 委員会は、EUが2021年1月23日までに第2および第3の定期報告を合わせて提出し、そこに本総括所見の勧告の実施に関する情報を含めるよう要請する。委員会は、委員会の簡略報告手続きにより上記の報告を提出することを検討するようEUに要請する。この手続きでは、委員会が報告の提出期限の少なくとも1年前に事前質問事項を作成することになっている。事前質問事項に対する回答が、その報告とされる。

（翻訳：佐藤久夫、岡本明）